

## 第2回富山市国土強靱化地域計画有識者会議 次第

日時 令和3年10月4日（月）午後1時30分

場所 富山市役所 8階 802会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

(1) 富山市国土強靱化地域計画の改定の方針（案）について

(2) 意見交換

### 【配布資料】

資料1 改定の方針（案）

資料2 国土強靱化基本計画の概要（見直し後）

資料3 富山県国土強靱化地域計画の概要（見直し後）

出席者一覧 ※敬称略

【委員】

富山大学名誉教授	竹内 章 (座長)
特定非営利活動法人 富山県防災士会 理事長	佐伯 邦夫
中央大学理工学部教授	手計 太一
富山大学副学長、経済学部教授	中村 和之
富山市自治振興連絡協議会 副会長	結城 正斉

【富山市側】

企画管理部長	前田 一士
防災危機管理統括監	檜谷 吉広
企画管理部次長	森 俊彦
建設部次長	酒井 正道
建設政策課長 (参事)	高尾 輝彦
防災対策課長	村田 友康
防災対策課	宇田 英史 (気象予報士)
未来戦略室長	青山 哲也

# 富山市国土強靱化地域計画有識者会議

## 第2回

令和3年10月4日

# 富山市国土強靱化地域計画の改定の方針（案）

## I 改定の考え方

- (1) 次期計画については、現行計画を基本としつつ、下記の考え方に基づき見直しを行う。
- (2) 国・県の改定内容、近年の災害状況、有識者会議での意見等を踏まえた内容とする。
- (3) 主な改定ポイントは次のとおりとする。
  - ① 近年の災害からの教訓を踏まえた対応を反映〔Ⅱ2 富山市の地域特性と想定される災害リスク〕
  - ② リスクシナリオを3項目追加〔Ⅲ4 リスクシナリオ〕
  - ③ 取り組むべき施策分野のうち、横断的分野に「人材育成・防災教育」「官民連携・広域連携」を追加し、各横断的分野の推進方針を明確化〔Ⅲ5 取り組むべき施策分野と推進方針〕
  - ④ デジタル技術の活用の考え方等を明記〔Ⅲ5 取り組むべき施策分野と推進方針〕
  - ⑤ 行政、市民、民間事業者等の役割について整理〔Ⅲ5 取り組むべき施策分野と推進方針〕
- (4) 市民の災害に対する危機意識の向上を図るため、近年の気候変動や大規模災害の発生状況等を、写真やグラフを用いて掲載する。

## II 改定内容（骨子案）：前段

### 1 策定の背景・位置づけ

- 富山市の強靱化を一層推進するため、基本法に基づく**富山市国土強靱化地域計画**を策定
- 基本計画及び県計画との調和、第2次富山市総合計画等との整合を図る
- いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、行政機能や地域社会・経済など、都市全体としての**強靱化施策の指針**となるもの
- 計画期間は、令和4年（2022）年度から概ね5年間

### 2 富山市の地域特性と想定される災害リスク

#### 2-1 本市の地域特性

- ・二大河川、呉羽山、立山カルデラ、富山湾、森林（市域の7割）等
- ・平均気温の上昇傾向、平均降水量の上昇傾向

#### 2-2 想定される災害リスク

##### (1) 地震

- ・本市で想定される最大クラスの地震は、呉羽山断層帯を震源とする地震（マグニチュード7.2、震度6強以上）で、死者・負傷者は約1万人、全壊棟数は約3万棟と想定されている。
- ・二大河川の橋梁が損壊した場合には、市域が分断され、避難や救急・救助活動、食料等の物資輸送が滞るリスクが想定される。

【凡例】 赤字 = 今回追記・修正した内容

## (2) 水害

- ・神通川、常願寺川は、概ね 150 年（井田川、熊野川は概ね 100 年）に 1 回程度起こる大雨にも耐え得る堤防、ダム等の治水施設の整備が進められているが、整備の途上段階にある現在、そのような大雨に見舞われた場合、堤防からの越水や破堤等が生じ、大きな被害を受けることが想定される。

また、今後は、気候変動に伴う降雨量の増加などにより、洪水等の発生頻度が増加することが想定される。

## (3) 土砂災害

- ・中山間地において、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区に指定されたエリアや盛土造成された箇所が分布し、これらの傾斜地やがけ下に近接した住宅等の建物や道路等が多く見られ、地震に伴うがけ崩れ、大雨に伴う土石流などによる大きな被害を受けることが想定される。

また、今後は、気候変動に伴う降雨量の増加などにより、傾斜地のがけ崩れや地すべり等の土砂災害の発生頻度が増加することが想定される。

## (4) 雪害

- ・積雪・降雪により、道路をはじめとして各種の交通に支障を来すことや家屋等の損壊被害の発生が想定される。さらに山間部にあつては、雪崩の発生も危惧され、人家の被害や孤立集落が発生するリスクが想定される。

## (5) 津波

- ・本市で想定される最大クラスの津波は、発生原因となる3つの断層（糸魚川沖、富山湾西側、呉羽山断層帯）別に建物倒壊、死傷者の被害が想定される。

## (6) 他地域での大規模な地震災害

### ○南海トラフ巨大地震

- ・南海トラフ巨大地震はマグニチュード8～9クラスで30年以内の発生確立は70～80%程度と、地震発生の切迫性が高まっていることが指摘されている。富山県においても、震度4から震度5弱の揺れが発生する。

### ○首都直下地震

- ・首都圏においてマグニチュード7クラスの直下型地震が今後100～300年程度の間回数に数回発生することが予想されている。

最終案では、上記に加え、最新情報として「誘発地震の可能性」や「近県や災害が少ないとされる地域で発生した近年の大規模災害」、「国内外の気象災害等の激甚化・頻発化」について記載。

## 2-3 災害リスクを高める社会的リスク

### ○人口減少と少子高齢化による財政力、地域防災力の低下

- ・財政力の低下により、都市防災施設の整備や社会インフラの災害対策の遅れ・日常的な維持管理にも悪影響が懸念される。
- ・地域コミュニティが衰退し、水防団や自主防災組織の組織率の低下、活動力の低下を招き、地域住民の自助・共助による地域防災力を低下させる。

### ○社会資本ストックの老朽化による安全性の低下

- ・財政力の低下により都市防災施設の更新や維持管理が困難になり、市民生活の安全性の低下や、円滑な社会活動への悪影響などが懸念される。

## Ⅲ 改定内容（骨子案）：本編

### 1 目指すべき将来像

- 社会・経済的なリスクにも対応しながら、平常時から大規模自然災害に対する備えを充実させる。
- いかなる自然災害等が発生しようとも、最悪な事態に陥る事を避け、市民の生命や財産を守り、都市活動を維持し、迅速な復旧復興が可能となる強靱で回復力のある安心・安全なまちを目指す。
- コンパクトシティ政策を核とした持続可能なまちづくりを推進し、必要な都市機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、**官民の多様な主体が連携し**、都市全体の強靱化を目指す。

### 2 基本目標

国土強靱化を推進するため、以下の4つの目標を設定

1. 市民の人命保護が最大限図られること
2. 都市活動を支えるインフラなど重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び市民生活を支える公共施設に係る被害の最小化が図られること
4. 迅速な復旧復興が図られること

### 3 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対し、**国及び県の強靱化計画における目標との調和を図り**、以下の5項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。**この目標を達成するため、デジタル技術（ICT、IoT、AI等）やデータを活用することで、災害対策を効果的・効率的に推進する。**

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られ、深刻な事態を招く**複合災害・二次災害は発生させない**
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる**とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する**
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保、早期復旧するとともに、経済活動を維持する
5. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が**迅速かつ従前より強靱な姿で復興**できる条件を整備する

【凡例】 赤字 = 今回追記・修正した内容      グレー = 表記の位置を変更したもの。

#### 4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標に対し、本市の地域特性や災害リスクを考慮しつつ、以下の16項目を設定 ※現行計画は13項目。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られ、深刻な事態を招く複合災害・二次災害は発生させない	
1-1	建物・交通施設等の損壊や市街地での火災による死傷者の発生
1-2	台風や集中豪雨、津波等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）、防災施設等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	消防、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、エネルギー供給や支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
2-4	被災地や避難生活における感染症の大規模発生や多数の被災者の健康状態の悪化
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の情報通信、電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保、早期復旧するとともに、経済活動を維持する	
4-1	長年にわたる事業活動及び情報通信、エネルギー供給、上下水道施設の停止による地域経済・生活の混乱
4-2	地域交通ネットワークが分断する事態
5. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
5-1	災害廃棄物処理の停滞や復旧活動を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
5-2	市街地の拡大・外延化により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
5-3	都市間の連携が図られておらず、他都市から必要な支援を得られない事態
5-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失

## 5 取り組むべき施策分野と推進方針

強靱化に向けた推進施策分野として、個別分野・横断的分野をそれぞれ4項目ずつ設定。

※現行計画は、個別分野4項目、横断的分野2項目。

区分	施策分野	推進方針
1 個別分野	(1)行政機能	①業務継続
		②消防・救急
		③保健医療・福祉
	(2)市民生活	①住宅等建築物
		②情報
		③避難・避難生活
	(3)産業・経済活動	①農林業・集落
		②事業所
		③物流・流通
		④エネルギー
	(4)都市機能・インフラ	①道路・交通
		②海岸・河川・下水道（雨水）施設
		③土砂災害対策施設
		④物流基盤
		⑤上水道・下水道（汚水）
		⑥災害廃棄物
2 横断的分野	(1)老朽化・耐震対策	
	(2)コンパクトシティ	
	(3)人材育成・防災教育	
	(4)官民連携・広域連携	①官民連携 ②広域連携



1 個別分野（取り組むべき施策分野と推進方針）

施策分野	推進方針
<p>1 個別分野 (1) 行政機能</p>	<p>① 業務継続</p> <p><b>a 地域防災計画や業務継続計画等の不断の見直し及び定着</b> (地域防災計画・業務継続計画の見直しによる実効性の確保等)</p> <p><b>b 非常時の電源確保に関する検討</b> (非常時電源確保の検討、非常用電力の運用体制整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害ボランティアとの連携強化 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</li> <li>➢ 都市間の連携強化 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</li> <li>➢ PPP/PFI の推進 (⇒ 「老朽化・耐震対策」へ)</li> <li>➢ 災害時に重要な役割を果たす施設の耐震性強化 (⇒ 「老朽化・耐震対策」へ)</li> </ul> <p>② 消防・救急</p> <p><b>a 消防力の強化</b> (災害対応車両の増強整備、救助資機材の整備、消防総合情報管理システムの整備、地域消防団の団員確保・施設・装備の充実等)</p> <p>③ 保健医療・福祉</p> <p><b>a 医療救護班の編成等</b> (災害時における医療救護班、災害派遣医療チームの編成等)</p> <p><b>b 医薬品、医療用資機材等の確保</b> (災害時における医薬品、医療用資機材等の調達・配備体制の整備等)</p> <p><b>c 医療救護拠点の安全性の強化と機能の確保</b> (医療救護の活動拠点施設の災害特性に応じた整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市民への応急手当に関する知識・技能の普及 (⇒ 「人材育成・防災教育」へ)</li> <li>➢ 火葬場の広域的な協力体制の整備 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</li> </ul>
<p>1 個別分野 (2) 市民生活</p>	<p>① 住宅等建築物</p> <p><b>a 住宅の耐震に関する支援と耐震改修の促進</b> (住宅の耐震診断・耐震改修等に関する支援、緊急輸送道路に面した耐震不足の共同住宅に対する耐震診断・耐震改修の普及・啓発等)</p> <p><b>b 特定建築物に対する耐震化の普及啓発</b> (多くの市民が集まる集客施設及びその他の特定建築物に対する耐震化の普及・啓発)</p> <p><b>c ブロック塀や看板等工作物及び昇降機の災害防止等</b> (工作物の倒壊や落下の防止対策、昇降機等の安全対策等の指導啓発)</p> <p><b>d 空き家対策の推進</b> (空き家の適正管理について市民への啓発、空き家所有者等への指導)</p> <p><b>e 大規模盛土造成地や液状化被害に対する対策の実施</b> (大規模盛土造成地について調査し、マップを公表することで宅地の安全性の見える化を行う) (液状化被害を最小限に抑える対策の実施について、建築主、設計者、施工者に指導・助言)</p> <p>② 情報</p> <p><b>a 緊急的な災害情報の伝達手段の確保</b> (Jアラート等による自動同調システムの整備・維持。公共施設での緊急地震速報の受信システム整備。Lアラートの活用によるマスメディアを通じた住民への災害情報の伝達)</p>

	<p><b>b 多様な伝達体制の整備</b> (多様な伝達体制、通信設備の充実。通信機能維持のための非常時電源の確保)</p> <p><b>c 民間の情報通信手段の確保</b> (災害時優先電話の各、緊急速報メールの運用、通信事業者の設備の安全化・伝送路の多重化、非常通信経路の複線化等) ➤ リスクコミュニケーションの促進 (⇒ 「人材育成・防災教育」へ)</p> <p><b>③ 避難・避難生活</b></p> <p><b>a 災害の特性に応じた避難拠点の確保</b> (災害に応じた避難拠点・避難路の確保と周知。避難生活のための施設・設備の整備)</p> <p><b>b ハザードマップ等を活用した警戒避難体制の強化</b> (ハザードマップの作成・配布、ホームページへの掲載等により、災害リスクについて市民に周知)</p> <p><b>c 要配慮者への対応</b> (避難行動要支援者支援精度の推進等)</p> <p><b>d 災害時の必要物資の備蓄と隣接市町村との連携</b> (地域分散型備蓄の確保、隣接市町村と物資の相互融通等) ➤ 自主防災組織の育成と防災行動力の向上 (⇒ 「人材育成・防災教育」へ) ➤ 地域等における防災訓練活動の普及 (⇒ 「人材育成・防災教育」へ)</p>
<p>1 個別分野 (3) 産業・経済活動</p>	<p><b>① 農林業・集落</b></p> <p><b>a 農地及び農業用施設の整備等の促進</b> (排水機・排水樋門・排水路等の整備、かんがい用ため池の改修等)</p> <p><b>b 保安林等の確保</b> (保安林等の改良、水源かん養機能・防災機能・生活環境保全機能を併せ持つ森林の造成・改良等)</p> <p><b>c 孤立するおそれのある集落での防災対策</b> (集落毎の基本情報整備と救助計画の策定促進、集落機能の維持・安全確保等に必要な施設・資機材の整備・調達計画の策定等)</p> <p><b>② 事業所</b></p> <p><b>a 事業継続計画 (BCP) の策定促進</b> (市内中小企業者を対象にBCP策定の周知・啓発) ➤ 災害時の民間事業所との協力協定の締結 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</p> <p><b>③ 物流・流通</b></p> <p><b>a 土砂災害等の発生に備えた計画の作成</b> (土砂災害等に伴う道路閉塞に備え、輸送手段の確保等について事前に計画作成) ➤ 備蓄の調達等に関する協定の締結 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</p> <p><b>④ エネルギー</b></p> <p><b>a エネルギー施設等の災害防止対策の推進</b> (エネルギー施設等の災害防止対策の推進、電気・ガス等について管路の耐震化促進等)</p> <p><b>b 災害時に自立エネルギー源となる再生可能エネルギー等の普及促進</b> (公有地や農業用水路での小水力発電の導入、太陽光発電の導入支援、再生可能エネルギーによる災害時のエネルギー源の確保等)</p>

<p>1 個別分野 (4) 都市機能・インフラ</p>	<p>① 道路・交通</p> <p><b>a 災害時の交通ネットワークとなる幹線道路の整備</b> (地域高規格道路やミッシングリンクとなっている都市計画道路等の整備促進)</p> <p><b>b 道路等の適正な維持管理、老朽化対策及び耐震性の強化</b> (ICT等の活用等による道路・橋梁等の適正な維持管理、緊急通行確保路線等の重要路線の優先的耐震性強化等)</p> <p><b>c 雪害に配慮した道路・交通環境の整備</b> (堆雪帯の整備や消雪歩道など、冬期間の交通環境の改善に配慮した整備を推進。引き続き、地下水位の観測を行っていく) (大雪時には、バス路線等の優先除雪等、市民の移動手段を確保するとともに、渋滞や混乱を招かないよう市民等に適切な情報発信を行う。)</p> <p><b>d 災害時における移動手段の確保</b> (交通事業者による駅舎・停留場・線路等関連施設の耐震性の強化、道路閉塞回避のための幹線道路の無電柱化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 緊急通行確保路線の連携体制の整備 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</li> <li>➢ 都市構造の強靱化 (⇒ 「コンパクトシティ」へ)</li> <li>➢ コンパクトなまちづくりと合わせた防災性の向上 (⇒ 「コンパクトシティ」へ)</li> </ul> <p>② 海岸・河川・下水道（雨水）施設</p> <p><b>a 堤防等河川管理施設等の整備など洪水対策の推進</b> (河川堤防・護岸の改修整備等、水門等の自動化・遠隔操作化等)</p> <p><b>b 市街地等での内水対策</b> (大規模な雨水貯留施設の整備や既存下水道管の増径等による浸水被害の軽減・河川の水質保全)</p> <p><b>c 津波・地震に備える河川港湾施設の整備促進</b> (河川・海岸・漁港施設等の整備、耐震点検、津波耐力の確保、低地盤地域の液状化対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 流域での総合的な雨水の流出抑制 (⇒ 「官民連携・広域連携」へ)</li> </ul> <p>③ 土砂災害対策</p> <p><b>a 土砂災害の防止</b> (崩壊危険地・崩壊地、浸食された溪流などの復旧・整備。砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を県に要請)</p> <p><b>b 急傾斜地崩壊危険区域と地すべり防止区域への指定</b> (がけ崩れや地すべりのおそれある箇所について、適切な区域指定を県に要請)</p> <p>④ 物流基盤</p> <p><b>a 救援物資の集積地の検討</b> (大量の救援物資の受入可能な集積地をあらかじめ検討)</p> <p><b>b 航空輸送体制と緊急交通路（富山港～富山空港）の整備促進・活用</b> (富山港からの航空輸送体制・施設等の整備、神通川河川敷を活用した緊急交通路（富山港～富山空港）の整備促進・活用)</p> <p>⑤ 上水道・下水道（污水）</p> <p><b>a 耐震性の高い管路採用</b> (耐震性の高い管路の新設・更新)</p> <p><b>b 災害時の給水の確保</b> (応急復旧用資材の確保と応急給水用資材の備蓄、上下水道局BCPの見直し・訓練の継続的实施等)</p>
---------------------------------	---

	<p><b>c 下水道施設の機能の維持・回復</b>  <i>(老朽化した下水道施設の計画的・効率的更新、BCPの見直し・訓練の継続的实施、災害時の人員・資機材の確保等)</i></p> <p><b>⑥ 災害廃棄物</b></p> <p><b>a 災害廃棄物等の一時保管場所の選定や処理体制の整備</b>  <i>(一時保管場所の候補地選定、処理について県、関係市町村・関係団体等との連携体制整備等)</i></p>
--	--

## 2 横断的分野（取り組むべき施策分野と推進方針）

施策分野	推進方針
<p>2 横断的分野            (1) 老朽化・耐震対策</p>	<p><b>a PPP/PFI の推進</b>  <i>(民間のノウハウ・資金の活用による、災害に強い公共施設の整備・更新・効率的な維持管理の推進)</i></p> <p><b>b 災害時に重要な役割を果たす施設の耐震性強化</b>  <i>(市有施設の耐震改修、建て替え、地盤の液状化対策の推進等)</i></p> <p><b>c 住宅の耐震に関する支援と耐震改修の促進 [再掲]</b></p> <p><b>d 特定建築物に対する耐震化の普及啓発 [再掲]</b></p> <p><b>e 道路等の適正な維持管理、老朽化対策及び耐震性の強化 [再掲]</b></p> <p><b>f 津波・地震に備える河川港湾施設の整備促進 [再掲]</b></p> <p><b>g 耐震性の高い管路採用 [再掲]</b></p>
<p>2 横断的分野            (2) コンパクトシティ</p>	<p><b>a コンパクトなまちづくりと合わせた防災性の向上</b>  <i>(公共交通を活用したコンパクトなまちづくり(土地利用誘導)と合わせた地域防災力の向上)</i></p> <p><b>b 都市構造の強靱化</b>  <i>(公共施設の立地適正化など社会資本の再編による都市全体の強靱化、災害リスクを踏まえた居住や都市機能の誘導)</i></p>
<p>2 横断的分野            (3) 人材育成・防災教育</p>	<p><b>a 自主防災組織の育成と防災行動力の向上</b>  <i>(地域における自主防災活動の育成・活動の促進、防災士など地域の防災リーダーの育成支援等)</i></p> <p><b>b 地域等における防災訓練活動の普及</b>  <i>(地域住民、学校、事業所等が主体となった防災訓練活動の普及)</i></p> <p><b>c 市民への応急手当に関する知識・技能の普及</b>  <i>(研修会や防災訓練を通して、応急手当に関する知識・技能の普及)</i></p> <p><b>d 行政職員の育成</b>  <i>(被災者の生活の迅速な復旧を図るため、多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進)</i></p> <p><b>e 防災意識の普及・啓発</b>  <i>(学校教育・社会教育など多様な機会を捉えて、身近な災害リスクに対する認知度の向上や防災に関する知識の普及・啓発を図る)</i></p> <p><b>f リスクコミュニケーションの促進</b>  <i>(市民と行政等による相互的な情報交換や意見交換の実施)</i></p> <p><b>g デジタル技術を活用した情報の迅速な収集・共有</b>  <i>(SNS 等のデジタルコミュニケーションツールの活用による情報の迅速な収集・共有を推進)</i></p>

2 横断的分野  
(4) 官民連携・  
広域連携

①官民連携

a 災害ボランティアとの連携強化

(平常時からボランティア関係団体等との連携強化等)

b 災害時の民間事業所との協力協定の締結

(「富山市災害時等協力事業所登録制度」の推進)

c 備蓄の調達等に関する協定の締結

(公的備蓄と併せ、流通備蓄の検討や物流等の関係団体と物資調達・輸送等に関する協定締結)

d 緊急通行確保路線の連携体制の整備

(発災後の道路の障害物除去による道路警戒、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設関係団体等との協定締結)

e 医師会、薬業・医薬品関係団体等との連携体制

(医療救護における公的病院・医師会等の協力体制、医薬品・医療用資機材等の調達における薬業、医薬品関係団体等の協力体制の整備)

②広域連携

a 都市間の連携強化

(災害時の相互応援協定や平常時からの都市間交流協定の締結、独自条例に基づいた迅速な被災地支援体制の整備等)

b 火葬場の広域的な協力体制の整備

(災害等で火葬場の使用が困難となることや対処能力不足となった場合に対応できるよう、県等と連携し広域的な協力体制を整備)

c 流域での総合的な雨水の浸水対策

(農地での雨水貯留機能の確保や民間開発地の雨水調整池の設置など、多様な手法を組合せつつ、官民連携による流域治水の視点を取り入れた雨水浸水対策を推進)

## 6 計画の推進と見直し

### ■推進体制

取組の進捗状況を各主体（市、国・県・民間等）間で共有しながら、相互に連携して進める。

### ■計画の見直し

国の基本計画、県の地域計画、本市の総合計画との整合・調和を図る趣旨から概ね5年ごとに見直しを行う。

### ■計画の進捗管理

本計画の進捗管理は PDCA サイクルにより行う。取組の進捗状況は、毎年度フォローアップを行い、本市のホームページなどを通じて公表する。

## 7 成果指標（KPI）

（各担当課と調整）

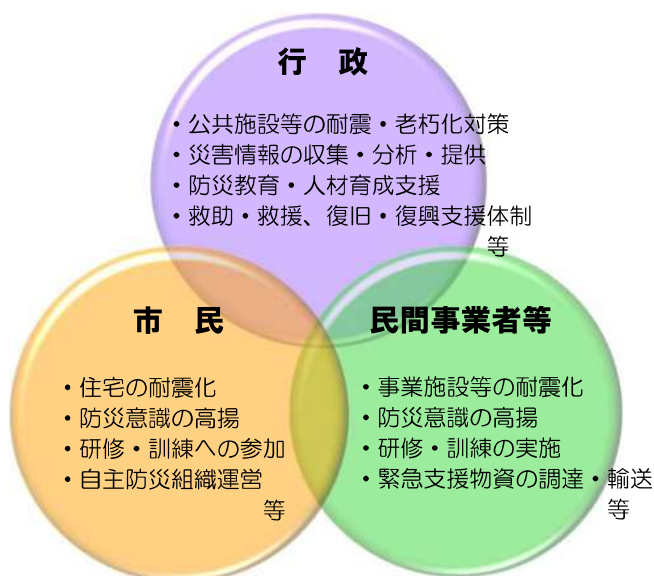
## 8 関連事業

（一覧としてまとめる：年度毎に更新）

### 【コラム】 行政・市民・民間事業者等の役割について

強靱な国土づくりは、行政と市民、民間事業者等が自助・共助・公助を適切に組合せ、官（国、県、市）と民（市民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担をして取り組む必要がある。

こうした中で市民は、平常時から防災に関する高い意識を持ち、研修や防災訓練への参加等を通じて地域の特性や課題を理解し、いざというときには地域ぐるみで支え合いができる準備をしておくことが大切である。



## 見直し後の国土強靱化基本計画の概要 ※赤字は見直し部分

## 国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

## 【理念】

- 国土強靱化の基本目標
  - ①人命の保護
  - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

## 【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等

## 【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策 等

## ●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的分野

## ●国土強靱化の推進方針(第3章)

## ～施策分野ごとの推進方針～

## 【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、**自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう**不断の見直しを実施 等

## 【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正 等

## 【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進 等

## 【エネルギー分野】

- ・電カインフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入 等

## 【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施 等

## 【情報通信分野】

- ・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保 等

## 【産業構造分野】

- ・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化 等

## 【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備 等

## 【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化 等

## 【国土保全分野】

- ・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策 等

## 【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化 等

## 【土地利用(国土利用)分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備 等

## 【リスクコミュニケーション分野】

- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練 等

## 【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成 等

## 【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進 等

## 【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築 等

## 【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進 等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化すべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施

# 見直し後の「富山県国土強靱化地域計画」の概要

資料 3

## 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

- ・富山県の強靱化を一層推進するため、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画として策定(H28(2016).3.31)
- ・国土強靱化基本計画との調和を図りながら、富山県における今後の強靱化施策の指針となるもの(アンブレラ計画)
- ・計画期間は、2020年度から概ね5年間



## 第2章 計画の基本的な考え方

### ○4つの基本目標

- ①人命の保護 ②県及び社会の重要な機能の維持 ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興

### ○基本的な方針

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- ・自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む

### ○富山県における国土強靱化の意義

#### ①富山県の強靱化を推進

陸・海・空の交通・物流ネットワークの強化、社会インフラの老朽化対策

#### ②太平洋側のリダンダンシーの確保

北陸新幹線の整備促進、東海北陸自動車道の全線4車線化、伏木富山港の整備促進



### ○9つの「事前に備えるべき目標」

避難生活支援、ICT技術の活用、復興への備え

社会情勢の変化や直近災害から得られた知見を反映し、基本計画に盛り込まれた新たな視点を踏まえ、目標の一部を見直し

- ①直接死の防止 ②迅速な救助・救援、医療活動及び被災者等の健康・避難生活環境の確保 ③行政機能の確保 ④情報通信機能・情報サービスの確保  
⑤地域経済活動の維持 ⑥ライフライン被害の最小化及び早期復旧 ⑦複合災害・二次災害の防止 ⑧迅速かつ強靱な復興 ⑨太平洋側の代替性確保(本県独自の設定)

## 第3章 地域特性

(地形的特性、気象的特性、社会経済的特性)

## 第4章 計画策定に際して対象とするリスク(想定する大規模自然災害)

○県内:風水害(台風、大雨、波浪、地すべり)、降雪、地震・津波 ○県外:南海トラフ地震、首都直下地震

## 第5章 脆弱性評価

### ○38の「起きてはならない最悪の事態」

- ・リスクシナリオとしての「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ・「事前に備えるべき目標」の見直しに合わせ、「起きてはならない最悪の事態」の一部を新設・組替

### ○脆弱性評価

・「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の現状と課題を分析・評価し、対応方針を検討

☆国基本計画に準拠して、「起きてはならない最悪の事態」を新設・組替(カッコ内は対応する「事前に備えるべき目標」)

- ・暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生(目標①)
- ・想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱(目標②)
- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全(目標⑥)
- ・事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態(目標⑧)
- ・国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響(目標⑧)

## 第6章 推進方針

目標を達成した指標や陳腐化した指標の削除、新たな指標の追加

・脆弱性評価を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を達成するための10の施策分野ごとに、関連する重要業績指標(KPI)及び強靱化に関する推進方針を示す。

- <個別施策分野> ①行政機能・防災教育分野 ②住環境分野 ③保健医療・福祉分野 ④産業分野 ⑤国土保全・交通物流分野  
<横断的分野> ⑥リスクコミュニケーション分野 ⑦人材育成分野 ⑧官民連携分野 ⑨老朽化対策分野 ⑩太平洋側のリダンダンシーの確保分野

### ☆新たな推進方針の追加

- ・国土強靱化地域計画策定の促進
- ・文化財建造物の耐震化及び防火設備の充実
- ・北陸新幹線等の機能確保、早期復旧に向けた取り組み

など

## 第7章 計画の推進

(推進方針の重点化、アクションプランの策定とPDCAサイクル、計画の見直し)